永平寺町場外離着陸場設置条例施行規則を次のように公布する。

令和７年１０月１日

福井県吉田郡永平寺町長　河合　永充

永平寺町規則第21号

永平寺町場外離着陸場設置条例施行規則

(趣旨)

第１条　この規則は、永平寺町場外離着陸場設置条例(令和７年永平寺町条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第２条　永平寺町場外離着陸場(以下「場外離着陸場」という。)の利用時間は、緊急その他特別の理由があると町長が認めた場合を除き、午前８時30分から日没の時刻までとする。

(使用の許可の申請等)

第３条　条例第３条の規定により許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、場外離着陸場使用(変更・取り下げ)申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、緊急その他特別の理由によって提出が困難なときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により使用したときは、着陸後速やかに、同項の使用許可申請書を町長に提出しなければならない。

３　前２項の規定は、申請書の記載事項を変更するとき及び取り下げするときも同様とする。

４　町長は、使用の許可、変更又は取り下げの決定をしたときは、当該申請者に対し場外離着陸場使用(変更・取り下げ)許可書(様式第２号。以下「許可書」という。)を交付する。この場合において、取り下げにおいては、当該申請書の受付の日までに要した場外離着陸場の施設等の整備に係る費用について請求するものとする。

(使用料の納入の方法)

第４条　条例第５条の使用料は、離着陸後、町長が別に定める期限までに納付するものとする。

(使用料の減免ができる場合等)

第５条　条例第６条の町長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

(１)　国又は地方公共団体が公用のため使用するとき。

(２)　緊急又はやむを得ず不時着のために使用するとき。

(３)　離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のために使用するとき。

(４)　試験飛行のために使用するとき。

(５)　前各号のほか、町長が必要と認めるとき。

２　条例第６条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、場外離着陸場使用料減免申請書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

３　町長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、場外離着陸場使用料減免承認書(様式第６号)を交付する。

(特別設備の設置等の申請等)

第６条　条例第９条の規定により許可を受けようとする者は、場外離着陸場特別設備設置等申請書(様式第３号)を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請の許可をしたときは、場外離着陸場特別設備設置等許可書(様式第４号)を交付するものとする。

（損害賠償の納付）

第７条　条例第11条の損害額の賠償は、町長が別に定める期限までに納付しなければならない。

 (停留等の制限)

第８条　使用者は、町長の定める場所以外において航空機等を停留させ、航空機等に乗員を乗降させ、又は貨物の積み降ろしをしてはならない。

(給油等の制限)

第９条　場外離着陸場においては、原則として航空機等の給油又は排油作業を行ってはならない。ただし、緊急その他特別の理由によって給油又は排油作業を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるときは給油又は排油を行わない。

(２)　発動機が運転中又は過熱状態にあるときには給油又は排油を行わない。

(３)　必要な危険予防装置が講ぜられている場合を除き、乗員が航空機等内にいるときには給油又は排油を行わない。

(４)　給油又は排油中の航空機等の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件は使用しない。

（免責事項）

第10条　場外離着陸場内で起きた事故及びトラブルは、町に過失があった場合を除き、町は一切責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第11条　何人も場外離着陸場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(１)　その施設に係るその他附帯施設を損傷し、又は汚損すること。

(２)　危険を伴う可燃物等を持ち込むこと。

(３)　その他管理運営上支障があると認められる行為

(使用状況の検査等)

第12条　町長は、場外離着陸場の管理上必要があると認めるときは、使用者等に対し、使用状況の報告を求め、又は職員に検査させることができる。

(委任)

第13条　この規則の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。